

鳥取市民生児童委員協議会補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取市民生児童委員協議会補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、本市における民生児童委員の連携、研究協議、活動等の促進を目的として組織される鳥取市民生児童委員協議会（以下「協議会」という。）の活動を支援し、もって地域福祉の増進に資することを目的として交付する。

（補助対象経費）

第3条 本補助金の対象となる経費は、当該年度における協議会の運営に要する経費とする。

（補助金の算定額等）

第4条 本補助金は、基本年額1,000,000円に、地区民生児童委員協議会活動費年額31,200円及び民生委員1人当たり月額3,100円を加えた額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、前条に規定する補助対象経費の実績を超えない範囲とする。

（交付申請）

第5条 本補助金の交付申請は、運営計画書及び収支予算書を添付して毎年5月31日までに行わなければならない。

（交付時期）

第6条 本補助金の交付は、協議会の運営が円滑に行われるよう毎年6月30日までに行うものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）本補助金の増額

（2）本補助金の2割を超える減額

（着手届の提出）

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(補助金の交付)

第 9 条 規則第 11 条ただし書の規定に基づき、本補助金は概算払により交付するものとする。

(実績報告)

第 10 条 規則第 12 条に定める実績報告は、運営報告書及び収支決算書を添付して補助金の交付を受けた年度の翌年度の 5 月 31 日までにしなければならない。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第 11 条 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額(以下「消費税仕入控除税額等」という。)がある場合の本補助金の申請及び実績報告は、次の各号に定める方法によって行うものとする。

- (1) 消費税仕入控除税額等がある場合には、これを補助対象経費から減額して交付の申請をすること。ただし、本補助金の交付を受けようとする者が、免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が 5 パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第 3 に掲げる法人及び同法第 2 条第 1 項第 7 号に規定する人格のない社団等をいう。)である場合又は仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。
- (2) 実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助対象経費から減額して報告すること。
- (3) 本補助金の交付を受ける者が、実績報告書を提出した後に、申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(前 2 号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式により速やかに市長に報告するとともに、市長からの返還命令があった場合は、それに従うものとする。

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 5 月 14 日から施行し、平成 13 年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(平成18年度における補助金の額の算定の特例)

- 2 平成18年度分に限り、改正後の第4条の規定の適用については、同条中「1, 000, 000円」とあるのは、「3, 374, 600円」とする。

(平成19年度における補助金の額の算定の特例)

- 3 平成19年度分に限り、改正後の第4条の規定の適用については、同条中「1, 000, 000円」とあるのは、「2, 127, 200円」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度補助事業から適用する。

(平成19年度における補助金の額の算定の特例)

- 2 平成19年度分に限り、改正後の第4条の規定の適用については、同条中「1, 000, 000円」とあるのは、「2, 127, 200円」とする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市民生児童委員協議会補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

別記様式（第 1 1 条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

住所
氏名

年度仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け鳥取市指令第受 第 号で交付決定のあった鳥取市民生児童委員協議会補助金について、鳥取市民生児童委員協議会補助金交付要綱第 1 1 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第 1 2 条の 2 に基づく確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還額（2 から 3 の額を差し引いた額） 金 円
- 5 添付資料
 - (1) この補助金の交付を受けた時期を課税期間に含む消費税及び地方消費税の確定申告書（第 1 表）の写し
 - (2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書の写し
 - (4) 特定収入割合がわかる書類